

令和2年10月9日

令和元年度決算特別委員会

一般会計及び特別会計歳入歳出決算
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性について	2
2	予算管理及び決算整理の的確性について	3
3	決算の内容について	3
4	財政状況について	4

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 16 日付けで提出があった令和元年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類（財産に関する調書については同年 8 月 26 日付けで再提出）について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 2 年 9 月 10 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小野寺 慎一郎

※ 地方自治法（抄）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

第 2 審査の対象

令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

一般会計

神奈川県一般会計

特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計

神奈川県公債管理特別会計

神奈川県公営競技収益配分金等管理会計

神奈川県地方消費税清算会計

神奈川県災害救助基金会計

神奈川県恩賜記念林業振興資金会計

神奈川県林業改善資金会計

神奈川県水源環境保全・再生事業会計

神奈川県沿岸漁業改善資金会計

神奈川県介護保険財政安定化基金会計

神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計

神奈川県国民健康保険事業会計

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計

神奈川県中小企業資金会計

神奈川県流域下水道事業会計

神奈川県県営住宅管理事業会計

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか
- ③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか
- ④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性について

令和元年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における歳入合計及び歳出合計は、審査した限りにおいて、いずれも正確なものと認められた。

一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数については、審査した限りにおいて、下表の事項を除き、正確なものと認められた。

〈歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の金額が誤っていた事項〉

- ① 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額の収入2件、105,314円について、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 労働費雑入で収入すべきところ、(款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入 (節) 土地建物等貸付収入で収入していた。その結果、(款) 財産収入、(項) 財産運用収入、(目) 財産貸付収入及び(節) 土地建物等貸付収入の調定額及び収入済額がいずれも105,314円過大となっていた一方で、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 労働費雑入の調定額及び収入済額がいずれも同額過小となっているなどしていた。
- ② 湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960円について、(款) 財産収入 (項) 財産売払収入 (目) 生産物売払収入 (節) 農林水産業費所属で収入すべきところ、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 農林水産業費雑入で収入していた。その結果、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 農林水産業費雑入の調定額及び収入済額がいずれも120,960円過大となっていた一方で、(款) 財産収入、(項) 財産売払収入、(目) 生産物売払収入及び(節) 農林水産業費所属の調定額及び収入済額がいずれも同額過小となっているなどしていた。
- ③ 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項) 貸付金元利収入 (目) 衛生貸付金元利収入 (節) 医薬費貸付金元利収入で収入調定すべきところ、(項) 雑入 (目) 雑入 (節) 衛生費雑入で収入調定していた。その結果、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 衛生費雑入の調定額及び収入未済額がいずれも9,458,790円過大となっていた一方で、(項) 貸付金元利収入、(目) 衛生貸付金元利収入及び(節) 医薬費貸付金元利収入の調定額及び収入未済額がいずれも同額過小となっていた。

〈歳入歳出決算事項別明細書の金額が誤っていた事項〉

- ④ 建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円について、予算の執行科目として(節) 貸付金を設定した上で、当該「節」により執行すべきところ、(節) 使用料及び賃借料で執行していた。その結果、(節) 使用料及び賃借料の支出済額が9,000,000円過大となっていた一方で、不用額が同額過小となっていた。なお、予算の執行科目として(節) 貸付金を設定した上で執行した場合、当該「節」の支出済額は9,000,000円となっていたことになる。

- ⑤ 建物転貸借契約に基づく敷金1件、10,942,400円について、予算の執行科目として(節)貸付金を設定した上で、当該「節」により執行すべきところ、(節)使用料及び賃借料で執行していた。その結果、(節)使用料及び賃借料の支出済額が10,942,400円過大となっていた一方で、不用額が同額過小となっていた。なお、予算の執行科目として(節)貸付金を設定した上で執行した場合、当該「節」の支出済額は10,942,400円となっていたことになる。
- ⑥ 消防設備点検(契約額332,606円)に当たり、粉末消火器詰替料金26,160円も含めた全額を(節)役務費とすべきところ、粉末消火器詰替料金を(節)需用費で執行していた。その結果、(節)需用費の支出済額が26,160円過大となっていた一方で、(節)役務費の支出済額が同額過小となっていた。また、(節)役務費の不用額が26,160円過大となっていた一方で、(節)需用費の不用額が同額過小となっていた。
- ⑦ 鎌倉別館カフェ厨房電気メーター配線等加工業務契約(契約額129,093円)の執行に当たり、(節)需用費とすべきところ、(節)役務費で執行していた。その結果、(節)役務費の支出済額が129,093円過大となっていた一方で、(節)需用費の支出済額が同額過小となっていた。また、(節)需用費の不用額が129,093円過大となっていた一方で、(節)役務費の不用額が同額過小となっていた。

昨年度に引き続き、予算の執行における科目誤りにより、歳入歳出決算書等の金額に上記のような誤りが認められたことは大変遺憾な事態であり、今後はこうしたことがないよう、実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係所属において適正な経理処理を徹底することが必要である。

2 予算管理及び決算整理の的確性について

令和元年度の予算管理及び決算整理については、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

3 決算の内容について

決算の内容に関しては、次の意見がある。

(1) 収入未済額の縮減について

- 令和元年度に10億円以上(徴収猶予額を除く。)の収入未済が発生している一般会計歳入の個人県民税(「(項)県民税」「(目)個人」)、母子父子寡婦福祉資金会計歳入の「(節)母子父子寡婦福祉資金貸付金返納」及び県営住宅管理事業会計歳入の「(節)家賃収入」の収入未済額の状況を見ると、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き収入未済額の縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

(2) 財産に関する調書の記載について

- 県は、産科等医師修学資金及び地域医療医師修学資金の貸付けを、それぞれ平成21年度及び平成22年度から行っている。
- 健康医療局保健医療部医療課は、上記の貸付金について、事業開始当初から債権として取り扱ってこなかった結果、神奈川県財務規則に基づく債権の管理等を行っていなかったため、長年にわたり、財産に関する調書において、これらの貸付金に係る債権の記載がなされていなかった。
- 今回の事態については、令和2年財務監査(定期監査)の職員調査において指摘したものであり、これを受けて、これらの貸付金に係る債権を追加記載した財産に関する調書が再提出された。

- ・ 再提出された財産に関する調書では、これらの貸付金に係る債権について、前年度末現在額を修正するため、当年度の決算年度中増減額において所要の調整が行われているが、このような調整が行われたこと及びその調整の内容についての説明が記載されていないため、債権の状況を明確に示すものとはなっていない。
- ・ 上記のことから、債権の追加記載に当たっては、財産に関する調書に必要な説明を記載するなど県民等に対する説明責任を適切に果たす必要があったと認められる。
- ・ 長年にわたり修学資金貸付金に係る債権の記載がなされていなかった事態に鑑み、今後はこうしたことがないよう、関係局において債権の適正な管理を徹底する必要がある。
- ・ 財産に関する調書において、今回と同様な調整を行うこととなった場合には、事案の内容等に応じて財産に関する調書に必要な説明を記載するなど県民等に対する説明責任を適切に果たすことが重要である。

(3) 株式会社横浜インポートマート株式の売却について

- ・ 県は、所有する株式会社横浜インポートマート株式会社について、令和元年8月に、随意契約により1,059,786,000円で売却している。
- ・ 同社株式の売却に当たっては、随意契約により売却を予定している事業者のほかに、株式の売却を希望する事業者がいないかの確認を行うため、事前公募を行うこととし、事前公募したところ、応募者がいなかったため、当該事業者に売却することとした。
- ・ 事前公募に当たっては、「平成31年4月1日現在、「大規模小売店舗立地法」に基づく届出上の「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」が38,000平方メートル以上の大規模小売店舗を日本国内で複数所有し、運営している実績」を求めているが、株式売却の透明性、公正性等を確保する観点からは、同社を安定的に運営できる事業者として、このような実績を有する事業者だけではなくより幅広い事業者からの応募を可能とする要件設定を検討することが必要であったと認められる。
- ・ 今後、県が所有する株式の売却に当たり、事前公募等を行う場合には、株式売却の透明性、公正性等を確保するため、売却の目的等を踏まえて、売却相手先に求める要件を適切に設定する必要がある。

4 財政状況について

- ・ 本県の財政状況は、様々な財源対策を講じたにもかかわらず、なお財源不足を解消することができず、実質的には当該年度中の県税収入等の歳入で歳出を賄いきれない綱渡りの財政運営となっている。
- ・ 今後も急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防災戦略に基づく対応や老朽化した公共施設の維持修繕コストなどにも多額の費用が確実に見込まれることなどから、本県財政は依然として厳しい状況が見込まれる。
- ・ 令和2年3月に策定した「中期財政見通し」によれば、一般会計では、令和6年度までの5年間で2,600億円の財源不足が見込まれているが、新型コロナウイルス感染症の影響により経済の落ち込みが想定されることなどから、更なる財源不足の拡大が懸念される。
- ・ 今後の財政運営に当たっては、県有財産や資金の有効活用、国庫支出金の積極的な活用などにより歳入を確保するとともに、既存施策・事業の見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用これまで以上に取り組んでいく必要がある。

- ・ 将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、国が適正に負担すべき地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

(1) 県債発行の抑制

- ・ 県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標に取り組んでいるとしている一方で、神奈川県水防災戦略の財源に県債を活用するなどの影響もあり、令和5年度の県債現在高は3兆円を上回る見込みであるとされている。
- ・ 現状のままでは目標の達成は困難であると思料されるが、引き続き目標の達成に向けての方策を検討しつつ、県債残高の減少に取り組んでいく必要がある。
- ・ 地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和2年度地方財政対策において、新規の発行が令和4年度まで継続することが決定されているが、本来の姿である地方交付税に還元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

- ・ 地方公会計の導入により、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。
- ・ 現状では、各所属において具体的な財務書類の活用例はないが、総務省の動向や他の地方公共団体における取組事例などにも留意しつつ、その活用に向けて積極的に取り組む必要がある。
- ・ 財務書類の公表に当たっては、県が進めている県債残高の減少に向けた取組についても県民に分かりやすく示し、説明責任の向上を図っていくことが重要である。